

小規模個人再生と給与所得者等再生との違い

個人の債務整理の処理方法の選択について、話し合い（特定調停（裁判所が介在）、任意整理（弁護士等が介在））、法的処理（民事再生、破産）の違いについては、インターネットで容易に検索できます。しかし、給与所得者が民事再生手続きを選択する場合、さらに、給与所得者等再生で申立ててはいるのか否かを決めなければなりません。そこで、原則型である小規模個人再生との主な相違点を整理してみます。

第1 全体的に

以下のとおり、債務者本人にとっては、あえて給与所得者等再生を選択すべきメリットはほぼなく、給与所得者等再生の手続的負担をも考慮すると、当職としては、あえて、給与所得者等再生を勧める合理的な理由は無いと思っています。

第2 メリット・デメリット

1 最低弁済額

(1) 制度上の違い

再生計画に基づく返済総額（債務総額の減額幅）の決定にあたっては、各種の最低弁済額の制限がありますが（最低ラインは金100万円），給与所得者等再生特有の制限として、可処分所得の2年分以上という制限があります（民事再生法241条2項7号）。

(2) 実際の違い

高収入だったり、養育する家族がいないなどの事情がある方の場合は、給与所得者等再生だと、返済総額が高くなってしまう可能性があります。

2 将来における、法的処理の余地

(1) 将来における、破産免責の余地

イ 制度上の違い

給与所得者等再生の場合、同再生計画認可決定の日から7年以内は、破産申立をしても、原則として、免責不許可となります（破産法252条1項10号イ）。

小規模個人再生の場合、そのような制約はありません（ハードシップ免責を除く 破産法252条1項10号ハ）。

ロ 実際の違い

給与所得者等再生の場合でも、裁量免責の（破産法252条2項10号）余地はありますので、絶対的な違いとは言えません。

ただ、その分、免責の是非の確認のため、破産管財事件とされる可

能性が大きくなるのが筋とも思われますが、これも感覚的な程度かと思います。

(2) 将来における、給与所得者等再生の余地

イ 制度上の違い

後述（第3、1項）のとおり、給与所得者等再生の場合、同再生計画認可決定の確定日から7年以内は、給与所得者等の開始決定はなされません（民事再生法239条5項）。

小規模個人再生の場合、そのような制約は有りません（ハードシップ免責を除く）。

ロ 実際の違い

給与所得者等再生の場合でも、将来、小規模個人再生の申立は可能ですので、大きな違いとは言えません。

第3 可否について

1 過去の法的処理の存在に関する（開始決定の要件）

(1) 制度上の違い

過去に、給与所得者等再生をなした者（同再生計画認可決定の確定日から7年以内）や破産免責をなした者（免責決定の確定から7年以内）等は、給与所得者等の開始決定はなされません（民事再生法239条5項）。

小規模個人再生には、そのような制限はありません。

(2) 実際の違い

上記理由で、給与所得者等の開始決定はなされない場合は、通常、小規模個人再生の開始決定がなされます（民事再生法239条5項）。そのため、この点では、あえて給与所得者等再生を選択したことによる不利益は、特に無いといえます。

2 債権者の意向に関する（再生計画案の認可決定の要件）

(1) 制度上の違い

イ 給与所得者等再生

債権者の決議は問題となされない。

ロ 小規模個人再生

再生計画案に不同意の書面回答をした債権者が、人数が半数に満たず、かつ、債権総額が2分の1を越えないときに可決され（民事再生法230条6項），逆に、人数が半数以上となり、または、債権総額が2分の1を越えたときは、再生手続の廃止決定がなされる（民事再生法279条1項前段）。

(2) 実際の違い

不同意が見込まれる債権者の数、債権額次第で、申立段階で給与者等再生を選択したり、再生計画案段階で同計画案を当該債権者と摺り合わせておくといった対処も考えられます。

ただ、少なくとも当職の経験上、債権者から不同意の書面回答がなされたことは皆無です。

また、(1)ロ記載の廃止決定がなされた後に、改めて、給与所得者等再生を申立ることは可能と思われます（2度手間となるというデメリットは残りますが・・・）。

以上